

みやぎ仙南農業協同組合 行動計画  
(次世代法・女性活躍推進法 一体型計画)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにすると共に、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 当組合の課題

- (1) 管理職に占める女性割合が、男性に比べ比較的低い。
- (2) 女性の平均継続勤務年数が男性に比べ比較的小さい。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：男性職員の育児休業取得者率を10%以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 管理職に対し育児休業制度に関する研修を行う
- 令和4年 9月～ 内部広報誌にて育児休業に関する制度のお知らせを定期的に行う

目標2：ノー残業デーの実践を定着させる等、所定外労働の削減に努める。

<対策>

- 令和4年 4月～ ノー残業デーについて、管内放送及びイントラ等により、定期的に全職員に対し周知する。
- 令和4年 4月～ 所定外労働が規定を上回る職員に対する産業医面談を継続

目標3：女性の管理職を30%以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 管理職直前の職員を対象とした研修への女性職員の積極的な派遣
- 令和4年 5月～ 管理職昇格において必要となる資格の取得推奨

目標4：9～11年目の女性の継続雇用割合を男性と同水準以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 勤続10年までの職員を対象とした研修への女性職員の積極的な派遣
- 令和4年 4月～ 育児休業取得者に対する組合内情報の提供継続
- 令和4年 4月～ 産前産後休業取得予定者に対し、復帰後の時短勤務や子の看護休暇等の制度の個別案内